

## 仕様書

### 1 概要

- (1) 対象建物 宇陀市役所外 33 施設  
(公告のとおり)
- (2) 需要場所 宇陀市役所外 33 施設  
(公告のとおり)

### 2 仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、蓄熱設備、契約受電設備、発電設備等

ア 電気方式交流	3相3線式
イ 標準電圧	6,000V
ウ 計量電圧	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	常時受電方式（1回線のみ）
カ 予定契約電力	2,435kW
キ 予定使用電力量	3,835,800kWh

(使用期間の予定使用電力量は別紙1を参照のこと)

- (2) 契約電力

その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (3) 各月の予定使用電力量及び使用電力量実績（契約電力、使用電力量）  
別紙1及び別紙2のとおり

- (4) 契約期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

- (5) 需給地点

公告のとおり

- (6) 電気工作物の財産分界点

(5) 需給地点と同じ。

- (7) 保安上の責任分界点

(5) 需給地点と同じ。

- (8) 檜針日及び計量

検針日及び検針方法は、供給者との協議により定めた日によるものとする。

計量期間は、前月計量日の零時から当月計量日の前日の24時までとし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。

②大宇陀小学校については検針日が毎月9日となるため、令和8年4月及び令和9年3月の請求は日割り計算となる。

- (9) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

(10) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

(11) 請求に係る料金の算定及び請求の明細

ア 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

イ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるのこととする。但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるのこととする。

ウ 請求書は施設毎に発行し、使用料金等の明細を付けることとする。

(12) 力率

ア 力率は、その月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位はパーセントとし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は100パーセントとする。)

イ 供給者は、契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(13) 燃料費調整額

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うものとする。また、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

なお、入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額は考慮しないこととする。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、供給区域の一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件(託送供給約款)の規定によるものとする。なお、入札金額の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、宇陀市は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(16) その他

ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

イ 非常用発電設備は、①宇陀市役所本庁舎③宇陀市菟田野地域事務所⑩宇陀市室生福祉保健交流センター⑪宇陀市榛原総合センター⑯大宇陀体育馆において有している。

ウ 太陽光発電設備は①宇陀市役所本庁舎⑤宇陀市大宇陀小学校において有している。

エ V2H (Vehicle to home) は、②大字陀地域事務所④室生地域事務所において有している。

オ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域の一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件による。なお、入札金額の算定に当たっては、力率は100パーセント、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮せず、令和8年4月1日以降の当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件を基本とする。

カ 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により単価契約が不適当になった場合は、双方協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。ただし、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件の変更の場合には、標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。